

中国産農産物の安全問題と対策

東京農業大学国際食料情報学部助教授 大 島 一 二

1. 日本の農産物輸入の増大	2
2. 中国の日本向け農産物輸出の増大	2
3. 日本向け輸出野菜における残留農薬問題の発生と対応.....	3
(1) 輸入野菜における残留農薬問題の発生	3
(2) 中国における農産物の安全問題	3
(3) 食品安全確保のための行政管理体制の強化	4
(4) 残留農薬問題と輸出農産物基地	6
(5) 農産物輸出企業等にたいする法規制の強化	7
(6) 農産物輸出企業の対応	8
4. まとめにかえて	9

表：

表1 日本の生鮮野菜の輸入動向	10
表2 日本の野菜輸入量と相手国の推移（たまねぎ・にんじん・ねぎ）	11
表3 中国産野菜の輸入時残留農薬検査の違反件数	11
表4 輸入野菜の残留農薬問題の発生と対応の経緯	12

資 料：

I. 福建省輸出入検疫検査局輸出野菜栽培基地の登録管理プログラムに関する通知.....	14
II. 福建省検疫検査局輸出野菜栽培基地の登録管理プログラム.....	14

中国産農産物の安全問題と対策

1．日本の農産物輸入の増大

周知のように、戦後の日本の食料自給率はほぼ一貫して低下し、輸入農産物への依存は深化している。このことは日本の農産物輸入額が、1980年の125.6億ドルから、1990年に273.2億ドル、1998年には367.0億ドルへと、急激に増加していることから裏付けられる。

近年輸入が拡大している農産物の代表として野菜があげられるが、日本の輸入量は1990年の109.2万トンから2000年の300万トン余（生鮮・冷凍・乾燥野菜等の合計）へと、わずか10年間で3倍あまりに急増している。とくに2001年の日本の生鮮野菜輸入量は97万トンに達し、100万トン時代に突入を目前としている（周知のように2002年以降は残留農薬問題の発生により輸入量は減少したが、その後増加傾向にある）。このなかで1990年代に輸入量が急激に増加し、シェアを拡大させているのが中国産野菜である。

我々の調査によれば、一般に輸入農産物の日本の大口ユーザーは、食品・外食産業企業であり、これらの食品・外食産業企業や、それらと取引のある商社が主体となって、1990年代を中心に、中国をはじめとするアジアの諸外国において、農産物・食品の「開発輸入」を積極的に展開したことが見逃せない要因となっていることがあげられよう。

2．中国の日本向け農産物輸出の増大

では、実際に中国から日本への農産物輸入はどのような実態にあるのか。これを品目別にみると、表1に示したように、1990年に1万トンを超えていた品目は、たまねぎ、かぼちゃ、の2種の野菜だけであったのが、1990年代後半以降は多くの品目が1万トンを超えている。なかでも、たまねぎ、しょうが、にんじん及びかぶ、ねぎの増大が顕著であり、2001年にセーフガード（輸入制限措置）暫定発動の対象になったことで有名な長ネギは、過去5年間で4倍に、長ねぎは実に15倍に増加している。

こうした1990年代後半以降における生鮮野菜輸入量の増大にかんして、それにもっとも影響が大きいのは中国からの輸入である。この点についてはとくに表2に示したが、とくにたまねぎは、かつてはアメリカのシェアが圧倒的であったものが、現在は中国とアメリカがほぼ4割ずつと、中国の伸張が顕著である。また長ネギは中国のシェアが一貫して高いことなどから、生鮮野菜輸入総量の急増は、中国からの輸入量の増加が輸入量全体の増大を牽引していることが理解できよう¹⁾。

一方で、中国にとっても、日本は最大の輸出相手国といってもよい状況にある。かつて、1985年の中国の野菜総輸出額に占める日本向け輸出額の比率はわずか36.4%であり、この年もっとも比率が高い輸出国・地域は香港で51.7%を占めていた。しかし、年を追うごとに日本のシェアは高まり、

1989年には、日本は中国にとって第1位の野菜輸出相手国となり、さらに2000年には実に全体の60.6%と3分の2弱を占めるに至った。

3．日本向け輸出野菜における残留農薬問題の発生と対応

(1) 輸入野菜における残留農薬問題の発生

このように、中国は日本にとって野菜輸入先国の中でもとくに重要な存在である。しかし、2002年には、中国産野菜の残留農薬問題が発生し、これまで簡便性や安価な価格などで中国産冷凍野菜を利用してきた外食産業などの大口ユーザーや、一般消費者に大きなショックを与えた。2002年前期における、中国産野菜の輸入時残留農薬検査の違反をみれば、冷凍・生鮮併せて、2002年前期で全体で56件の違反があり、とくに、冷凍野菜が42件、生鮮野菜が14件となるなど、冷凍野菜の違反が多いことがわかる（表3参照）。また品目別にみると、ほうれん草などの葉茎菜類の野菜が多い。葉茎菜類の野菜は、食する部分に栽培時に直接農薬を噴射するため、根菜類に比べて農薬が残留しやすいという特徴があるためである。

この残留農薬問題発生の経緯と、その後の日本政府、企業の対応について整理したものが表4である。これによれば、2002年3月の農民連の告発に端を発し、これをマスコミが大きく報道したことから、その後の検査は徐々に強化された。そして、同年6月前後には違反企業による回収事件が相次ぎ、事実上輸入が自粛される事態に至った。その後、この問題は中国政府や各企業による事前検査が強化されたために、いったん収束したが、2003年5月に少数企業ながら再び違反が発生したことは、この問題の根深さを物語っている。

この問題に象徴される、中国の食品の安全に関わる問題は、現在どのような現状にあるのであろうか。いうまでもなく、今回の野菜の残留農薬問題等の安全性にかかわる問題は、日本向け輸出野菜にのみ発生しているわけではない。むしろ今回の問題は、ある意味で中国国内で頻発する食品公害事件のなかで、まさに「氷山の一角」の問題であり、現代の中国では、1980年代後半以降、何回となく食品の安全性の問題についてさまざまな問題が発生してきた。

(2) 中国における農産物の安全問題

中国の農産物・食品の安全性における代表的な問題とは、1980年代終盤から香港を中心にしばしば発生した「毒菜」事件（農薬に汚染された中国大陸からの輸入野菜による消費者の農薬中毒事件、農薬に汚染された野菜を「毒菜」とよぶ）であった。これと同種の事件は、1990年代後半には上海市、浙江省など中国国内各地でもしばしば発生し、現在でも中国国内で大きな社会問題になっている²⁾。こうした「毒菜」問題は、野菜を食した消費者が入院ないしは死亡するという深刻なもので、2002年に日本で発生した中国産輸入冷凍野菜の残留農薬問題よりさらに大きな問題である。

現代の中国において、こうした問題が発生する背景はどのようなものであるのか。改革・開放政策実施以降の中国社会における変化は、一言でいえば、かつての「ローカル」で「伝統的」な社会

経済構造から、「グローバル」で「近代的」な社会経済構造への急速な転換過程ということができる。たとえば、野菜の流通をとってみれば、かつては、都市近郊農家が自家菜園（自留地）で生産した野菜を、農民自身が都市まで自転車で運び、自ら「農貿市場」（自由市場）で都市住民に販売するシステムが主流であったのにたいして、近年では、遠隔地の大規模野菜産地で生産された野菜を、産地仲買人が買い付け、トラックで都市へ運び、都市の卸売り市場で小売商に販売され、さらに小売商や量販店から都市の一般市民に販売される、大規模物流システムに急速に転換しつつあることに典型的である。

こうした、農産物生産・流通の商業化、大規模化、遠隔化のなかで、これまでそれほど重視されなかった、鮮度維持、見栄えの向上など、かつてみられなかった新たな動向が発生している。また農家の教育レベルが決して高くないことなどにより、農薬の取り扱いにおいて過誤や誤認が多く発生していることも見逃せない。こうした新動向は、ある意味で中国経済の新たな発展段階に農産物の生産・流通が適応していくプロセスと考えられ、その適応プロセスにおける、新たな技術体系やシステムにたいする生産農家や企業の不適合や不適応が、先に述べたような近年頻発する過度の農薬の散布問題等の農薬使用上の過誤や食品公害等を、中国各地でひきおこしているものと考えられる。

その意味では、かつて昭和30年代前後に日本が経験した食品公害問題なども、根は同じ問題であり、中国の場合は時代の変化の速度がより急速であり、一般に農家の技術適応や普及体制が遅滞しているだけに、より深刻に発現しているものと考えられよう。

では、こうした問題は今後も猖獗を極めるのであろうか。現状では、以下に述べるように、こうした問題にたいする消費者・当局・製造流通業者・農民の対処も徐々にではあるが進展してきていることも事実である。たとえば、前述した香港の毒野菜事件は、1990年代終盤からかなり沈静化しつつある（上海でも同傾向）。これは香港衛生当局と広東省関係機関の指導と、輸出入業者を媒介とした農家の野菜生産における農薬管理技術の向上によるものである。

(3) 食品安全確保のための行政管理体制の強化

こうした事情の中で、中国政府はどのような対応をとりつつあるのか。2001年以降の新たな動向としては、まず農業部が新たな関連法規の制定と、組織整備を実施したことがあげられる。具体的には、国務院の指導のもと、「無公害食品行動計画」が作成された。これは中国国内で生産される農産物の農薬使用、栽培方法等にかんする全体のレベルを引き上げることを目的としている。これにあわせて農業部内に範小建副部長を組長とし、「市場与経済信息司」（市場および経済情報司）司長を副組長とする「農業部農産品質量安全工作領導小組」（農業部農産物品質安全工作指導小組）が組織された。この小組は「無公害食品行動計画」の実質的な指導を行う非常設組織である。

一方、農業部はこの「無公害食品行動計画」を順調に実施するため、以下の4つの政策を実施している。

- ①「農産品質量安全法」（農産物品質安全法）を制定し、同時に農薬、家畜薬、飼料、農業用劇薬

等の使用基準にかんする法規の制定を実施する。これまでに禁止された農薬は18種、漁業薬39種、家畜薬29種であり、使用に制限が加えられた農薬は19種、漁業薬5種、家畜薬8種である。

- ②農産物の安全にかんする監視、監督を強化し、あわせて農業技術普及、農業情報システムの構築などを推進する。
- ③無公害食品生産にたいする支援と、加工、流通にかんする政策的支援を実施する。
- ④北京市、天津市、上海市、深セン市において試験的に無公害食品行動計画を実施し、その地域において、食品安全に関わる関連法規の制定、農産物産地環境の整備、農業生産資材の管理、市場での品質検査等の施策を展開する。こうした動向は徐々に周囲の各省・市・自治区にも波及している。

こうした動きは国内外で食品安全にたいする関心が高まりつつある中で、中国政府としても一連の法整備を行う必要に迫られたものと考えられる。

また、農産物の安全検査の範囲も拡大されている。2001年には、北京市等において生産産地、卸売市場等における残留農薬、残留抗生物質にかんするサンプル調査が実施され、この動きも徐々に全国の自治体に拡大している。

こうした「無公害食品行動計画」への取組みの一方で、従来から推進されてきた「緑色食品」・「有機食品」がさらに整備されている。よって以下では、「緑色食品」、「有機食品」、「無公害行動計画」の現状を紹介しよう。

- ①緑色食品：日本にも輸出され、少しずつ知られるようになってきた緑色食品は、安全、優良な品質、健康に良い食品（原料及び加工品を含む）」で、a)緑色食品の生産（その原料を含む）地域内における大気、土壌、灌漑用水、工業汚染等に関する環境基準、b)生産過程における原料使用、生産管理、物質循環等に関する生産基準、c)その品質や状態性状等に関する品質基準、d)流通、運送、貯蔵、販売（包装）、消費（標準、産地、原料、製造方式等の説明）に関する流通・販売基準の四つの基準を満たしているとして認証を受けたものが「緑色食品」とされる。緑色食品はAA級とA級の二つに分かれ、国際基準に沿った有機食品に対応する物がAA級、減農薬・減化学肥料、特別栽培農産物等に対応する物がA級である。緑色食品は1989年に、農家の所得向上・生態環境の維持、消費者需要への対応、を狙いに、現在のA級の内容に相当する基準でスタートしている。緑色食品の管理・指導に当たっているのが政府農業部の傘下の「中国緑色食品発展センター」である。この組織が1993年に国際有機農業運動連盟（IFOAM）に加盟したのをきっかけに、AA級が設けられ、既存の基準はA級とされた。
- ②有機食品：緑色食品とは別途、「環境保護総局」傘下に「有機食品発展センター」が設けられている。有機食品発展センターは80年代に生態農業研究センターとして発足しているが、1994年10月に有機食品センターに再編されて再スタートしている。有機食品発展センターはアメリカ・ネブラスカ州にある有機認証機関OCIA（国際有機農産物改良協会）の出先として位置づけられており、コーデックス基準に沿って認証業務が行われている。有機食品の生産量は概ね緑色食品のAA級程度と推定されている。認証されたものは海外へ輸出されている物が多く、

国内ではあまり出回ってはいない。

- ③無公害食品行動計画：前述したように、2001年4月農業部より国務院に対して「農産物品質と安全管理を強化する報告」がなされ、「品質安全問題の存在は、市民の健康を害し消費者の利益を損なうだけでなく、農産物の市場競争力を低下させ、輸出にも影響を与え、また、世界に悪いイメージを与える。したがって、農産物の品質と安全性の問題を重視し解決するための有効な措置を講じ、最短期間内に成果を出すこと」を目指して、「無公害食品行動計画」に取り組んで行くことが明らかにされた。無公害食品行動計画の概要は最低5から8年の時間をかけて、主な農産物の生産と消費の両面で無公害化を実現するために、減農薬・減化学肥料特別栽培農産物の生産と流通を実現して行くことが基本的目標とされている。

このように、中国側で様々な角度からチェック体制の強化と安全食品の普及が進められることによって、食品の安全が一定程度確保されるまでの時間はそう長いものでないと思われる。現実に筆者による上海市の自由市場での調査によれば、「放心菜」（安心野菜の意味）と標記されたコーナーでは、実際に残留農薬についてサンプル検査を受けて合格したもののみが販売できるシステムとなっており、市民の好評を得ていた。

このように、中国の行政レベルでの対応は一定程度進展していると考えられるが、この問題は、あくまで実際に現地で生産、加工、流通を担当している農家・食品企業および輸出入企業の対応によるところが大きいことは言うまでもない。そこで輸出企業への法規制の強化と企業側の対応をみてみよう。

(4) 残留農薬問題と輸出農産物基地

2002年に発生した、前述の残留農薬による残留基準違反問題は、日本社会に大きな影響を与えただけでなく、山東省・江蘇省・福建省などの中国の日本向け農産物輸出産地をも大きく動揺させる結果となった。それは、この問題の発生により、これまで右肩上がりが増大してきた日本向け輸出量が減少に転じたことによって、輸出企業の倒産・合併吸収などの再編がおりつつあるなど、輸出企業・農家が大きな影響を受けたことによるものであった。

それでは具体的に、中国の日本向け農産物輸出産地ではどのような影響が発生しているのだろうか。まず、産地内での中小企業の淘汰が大きく進展していることがあげられる。すでに、1990年代末から山東省などの中国の日本向け輸出産地では、とくに生鮮野菜を中心として、中国系中小輸出企業の大量参入によって、利潤率の低下と競争の激化が顕著となっていた。これは冷凍野菜との比較で、生鮮野菜輸出業界への参入が相対的に少額な投資で可能となるためである。ところが今回の輸出規模の全体的な縮小によって、より競争が深刻となり、多くの中国系中小企業が淘汰されつつある。この事態に拍車をかけているのは、前述の国家による検査強化の指導によって中小企業が対応できなくなりつつあることも要因となっている。つまり、以下に詳述するように、残留農薬問題の発生によって、残留農薬検査機器を備え、自社農場において生産するか、特定の契約農家から集荷できる規模の大きい企業でないと事実上輸出できない法整備が進みつつあることから、再編が

加速しているのである。

こうした事情で、今後は、ある一定の規模を有した企業のみが農産物輸出を担当することとなるものと考えらる。こうした見通しは日本にとって悪いことではないが、特定契約農家や自社農場の経営による管理コスト、および残留農薬の検査コストの増大は、中国産農産物のコストアップにつながる可能性が高いことは否定できない。こうした動向が今後輸入農産物の価格にどのような影響を与えるのか注目する必要がある。

(5) 農産物輸出企業等にたいする法規制の強化

以下では、3.4で言及した農産物輸出企業にたいする法整備についてみてみよう。ここでは、今回の現地調査の際に入手した、中国有数の輸出野菜基地の一つである福建省の省政府機関である福建省検疫検査局が、管轄内にある輸出野菜企業および輸出農産物生産基地に対して2002年11月11日に通知した「福建検疫検査局出境蔬菜种植基地備案」(福建省検疫局輸出野菜栽培基地案)を紹介する(本文資料および付属図表一覧は最後に添付)。

同資料の構成および筆者らの注目した点は次のとおりである。

まず、登録管理プログラムおよび第1章では、概要について述べている。次に第2章では基地の登録条件について、続いて、第3章では提出する申請書類について述べている。そして、第4章では審査と登録の手順について、第5章では企業が準拠する内容について述べている。最後に第6章では附則について述べている。

同資料において、筆者が注目した点は、具体的な企業にたいする規制として、登録基地における農薬の使用状況の把握、基地毎に専門の技術員を配置すること、登録企業の自主検査能力を検証すること、企業が規定に違反した場合、罰則を科すことなどの対策についてである。これらは、輸出野菜の安全性を高めていくうえで、基礎になる重要な部分であると考えられる。このように、農産物輸出企業にたいする関連法整備および法規制は一定程度進展していることが理解できる。

しかし、一方で次のような点も指摘することができる。

ひとつは、登録基地の条件に関して、土壌検査の必要性がないことである。農薬の性質によって異なるが、農薬は土壌に残留する可能性がある。そのため、この問題が顕在化する以前、企業が土壌に残留しやすい性質の農薬を長期間に渡って使用していた場合、当該資料の規定に基づいて野菜を生産しても安全性を確保できないことがある。これはおそらく、そこまで厳格な規制を行うことが現実の状況にそぐわないため実施することができなかったものと考えられる。

いまひとつは、検査の厳格化によるコストアップを免れることができないということである。同資料では、登録基地は最低300ムー(20ha)の面積を有すること、専門の技術員を導入すること、適切な自主検査能力を有することなどを義務付けている。これらの条項を満たすためには、新たな多額の費用の捻出が不可欠である。とくに、自主検査能力に関しては、条項に設置の義務は明記されてはいないものの、高額である残留農薬検査機器(ガスクロマトグラフ等)を必要とするため、多大な出費となる。筆者の推測では、価格面を重視するあまり、管理精度が低下するのであれば、同

じ過ちを繰り返すため、こうした費用は輸出価格に反映させざるを得ないと考えられる。

(6) 農産物輸出企業の対応

さて、つぎに、この問題の発生と企業の対応に、いったいどのような具体的な状況が存在していたのであろうか。筆者による関係者からのヒアリング結果によれば以下のような事情と対策を知ることができた。

まず、今回この問題が発生した直接的な要因は、一言で言って、現地の輸出農産物生産農家、生産加工工場および日本の輸入企業それぞれの商品管理不足が大きな要因であったと指摘できよう。それは、この問題が発生する以前においては、日本の輸入野菜等にたいする消費性向は著しく「低価格」を重視する傾向にあり、それを受けて現地の生産工場と日本の輸入企業は生産コストを極力抑えるために最大限の努力を続け、それゆえ、現地の出荷企業・生産工場の大部分は、各農村に存在する仲買人（その多くは現地の農民）から必要な数量を集荷する方法が一般的に選択されていたのである（仲買人介在集荷方式、この方式による農産物の集荷・調製・輸出ルートは図1のとおり）。この図からわかるように、この方法は、集荷活動に必要な作業（集荷・運搬等）の多くを現地の仲買人に任せるため、現地の生産加工企業にとって、集荷に要する時間、労力が削減されるうえ、生産農家にたいする管理費用（栽培管理・農薬使用、指導等に要する費用）も低くおさえることが可能となる。したがって、現地の輸出企業にとって低コストを実現する効率的な集荷方法であった。

しかし、今回のように輸入食品の安全性が大きくクローズアップされると、この仲買人が介在した集荷システムには大きな問題が発生した。それは、現地の輸出企業や日本側の輸入企業にとって、この方式では集荷先の個別農家がどのような栽培方法（とくに農薬の使用等について）で商品を生産しているのかの把握が困難であるため、集荷した野菜の中に、市場で買い集められた野菜や、栽培方法が定かでない野菜が混入し、厚生労働省が特定の中国産野菜を対象に始めた農薬のサンプリング検査によって、摘発を受ける可能性が高まったためである。

そのため、中国の生産現地では、このサンプリング検査で摘発を受けないための管理体制、たとえば輸出企業が直接経営する農場での生産や、とくに限定された信用できる契約農家における生産など、厳しい生産管理のもとで栽培された農産物の集荷が必要とされるようになったのである（前者の仲買人介在集荷方式にたいして、この方式を直営農場生産方式とする－図2参照－）。こうして、仲買人介在集荷方式にたいして、直営大規模農場や特定の契約農家における生産・集荷方式が、事件後にわかりに注目されるようになったのである。

この直営大規模農場制による調製・出荷方式の事例としては、福建省廈門市の東に位置する惠安県Z社の事例が典型的である。Z社は、農家個別に配分された耕地の使用権を3年契約で借入し、大規模な野菜生産を実現している。こうした方法を導入した当初の1995年は1,000ムー（66.7ha）の集積にすぎなかったが、2002年現在では25,000ムー（1,667.5ha）にまで拡大している。そして、野菜生産には大量の労働力を必要とするが、Z社は農地の集積と労働力の調達を同時に解決することに成功した³⁾。そのプロセスとは、以下の通りである。

第1に、土壌条件によって若干格差があるものの、年間1ムー当たり平均600元の地代を農民に支払い、3年間の借地契約を交わす。第2に、これに加えて、借地契約によって、事実上農地を失った農民をZ社の調製・出荷場や農場の労働者として優先的に雇用するという就業機会の保障を提示する。その条件は、賃金を日当15元、農場労働の場合、年間1人あたり限界労働面積の水準を3ムーと計算し、年間約300日の雇用を可能にしている。第3に、このような農民にとって有利な条件の提示が、新規の農地契約の締結を増加させ、現在の拡大に至ったのである。つまり、農地の零細分散化が著しい中国農村の現状のもとでZ社が大区画の圃場を調達できた理由は、私営企業が農民に安定的収入と就業機会を同時に与えたことによるものであった。

Z社と日本側ユーザーとの間の取引関係は、長期契約の締結を基本にし、毎年日本側の発注量を見直すシステムになっている。このように、毎年の生産計画に多少の変動はあるものの、取引相手となる日本の企業は大手が3社、中小が6社であり比較的安定した契約を保持している。

こうした農場制システムを導入することによってもたらされた生産面での効果は、①生産の一括管理、栽培方法の統一⁴⁾によって、減農薬栽培などの日本側クライアントの要求にたいする対応を可能としたこと、②ブロックローテーションによる連作障害の回避を可能とした、ことなどがあげられる。生産の一括管理とは、具体的に労働力をグループ化して農作業を行い、作業内容の統一を実施することであり、クライアントの要求に基づいた農薬散布による病害虫防除⁵⁾や農地への水の供給管理など集団的な農作業管理を可能にしている。加えて、連作障害対策も効率的にすることやZ社の専門技術員がクライアントの規格に沿った指導を行うことも可能になっている。また日本側ユーザーが直接関与した栽培強化策は、日本人技術者による栽培指導と日本の種子の提供である。これらの協力体制の下、Z社は日本側ユーザーの注文に対応できる体制を整備できたのである。

2002年の残留農薬問題発生以降、Z社のような管理方式を選択する企業が増えつつあり、福建省だけでなく、山東省、上海市近郊などにも次々成立している。

ただ、こうした新たな動向は、すでに述べたように、契約農家や輸出企業にとって大きな経済的負担となり、また一方では、傘下の雇用農民等が本当にこれを履行するか、あるいは履行できるのか、という問題が発生する可能性も高いと思われる。これらの問題をどう解決し、いったん失った信用をどう回復していくかという点は、なお大きな問題として残されている。

4．まとめにかえて

さいごに本報告の要点をまとめよう。

今回の残留農薬問題の発生は日中双方に大きな影響を与えたが、すでにみたように、中国国内では食品安全管理体制の構築は一定程度進んでおり、輸出農産物にたいする規制を中国の国内流通の農産物との比較で厳格に実施することによって安全性の確保を実現しようとしていた。このように、中国政府の食品安全にたいする管理体制の強化はある程度確認できたと考えられる。さらに野菜を取扱う輸出企業の行動からは、以前との比較で厳しい管理体制が構築されつつあること、また農家

への厳格な管理も実際にある程度進みつつあることなども明らかになった。

しかし、自社農場制の構築、農民・農家にたいする栽培管理強化と契約内容の厳格化などには、当然のことながら生産コストのアップが予想され、また実際の農民・農家にたいする運用についても、中国農村の現実的な状況を勘案すれば、本当にこうした厳しい管理が実現可能なのか、という疑問をなお残しているといわざるを得ない。

このように、2002年に発生した残留農薬問題は、今後の輸入農産物にたいしていくつかの課題を残したといえる。栽培管理の厳格化等の今後のこの問題の進む方向と、日本側の対応（中国の生産現場にたいする管理の強化等）によっては、管理・集荷コストの上昇による輸入価格の上昇、それによる輸入量の減少もある程度予想されよう。

こうしたことから、ただ現在安価な農産物を追求するだけではなく、日本国内の野菜生産も、日本国民にたいする安定供給をはかるという意味からは、一定の生産規模を維持する必要があると考えられる。

表1 日本の生鮮野菜の輸入動向

(単位：千トン、%)

	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003. 1～3
生鮮野菜計	240	630	573	740	885	926	970	778	261(126)
たまねぎ	6	184	175	205	223	262	260	154	63(145)
かぼちゃ	99	144	136	129	154	133	140	128	62(101)
ブロッコリー	9	74	72	75	91	79	84	80	12(114)
ごぼう	—	—	—	—	72	82	81	75	16(128)
しょうが	4	31	33	30	34	48	49	41	11(104)
にんじん及びかぶ	4	30	13	34	50	44	47	37	16(521)
ねぎ等	6	9	9	18	30	42	37	44	13(119)
うち：長ねぎ	—	2	1	7	21	37	30	37	11(156)
メロン	12	22	21	20	24	25	22	35	9(127)
にんにく	—	—	—	27	26	29	29	26	6(107)
アスパラガス	—	22	21	20	24	25	22	19	6(122)

注：1990年の「ねぎ等」の数値は、「リーキ他ねぎ」である。

()内は、対前年同期比。

資料：1990年の数値は大蔵省『通関統計』から、「ねぎ等」の数値は『植物検疫統計』から、それ以外は財務省『貿易統計』から作成。

表2 日本の野菜輸入量と相手国の推移（たまねぎ・にんじん・ねぎ）

（単位：トン、％）

	たまねぎ			にんじん及びかぶ				ねぎ	
	総輸入量	中国産の比率	アメリカ産の比率	総輸入量	中国産の比率	ニュージーランド産の比率	台湾産の比率	総輸入量	中国産の比率
1989	80,780	1.5	46.5	1,484	n. a.	n. a.	96.4	5,866	95.0
1993	61,809	4.9	63.9	9,266	0.8	4.8	88.4	7,460	94.8
1994	206,849	0.0	76.8	18,212	28.5	7.2	52.0	8,456	92.6
1995	245,844	3.1	53.5	55,573	27.4	7.4	40.4	7,649	93.9
1996	184,455	3.9	52.7	30,200	4.0	19.4	60.1	9,250	94.1
1997	174,611	4.6	69.0	13,305	1.3	21.2	55.5	9,011	92.3
1998	204,639	15.8	60.8	34,009	61.6	19.4	5.9	17,742	95.7
1999	223,435	20.2	57.7	50,490	47.0	22.3	17.0	29,537	97.5
2000	262,179	10.3	64.6	43,586	47.9	26.7	13.6	42,385	98.5
2001	260,896	40.1	41.8	47,140	64.0	19.2	3.5	30,332	99.2

資料：財務省ホームページ（<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>）に掲載されている『貿易統計』から作成。

表3 中国産野菜の輸入時残留農薬検査の違反件数

生鮮野菜	14	冷凍野菜	42
オオバ	3	ほうれん草	41
ケール	3	セロリ	1
ニラ	2		
サイシン	1		
パクチョイ	1		
ブロッコリー	1		
コリアンダー	1		
セロリ	1		
エリンギ	1		
検査実施数（違反率）	5,523（0.3％）	検査実施数（違反率）	944（4.4％）

（出所）厚生労働省医薬局食品保険部資料から作成。

（注1）生鮮野菜の検査期間は2002年1月4日から2002年7月5日迄である。

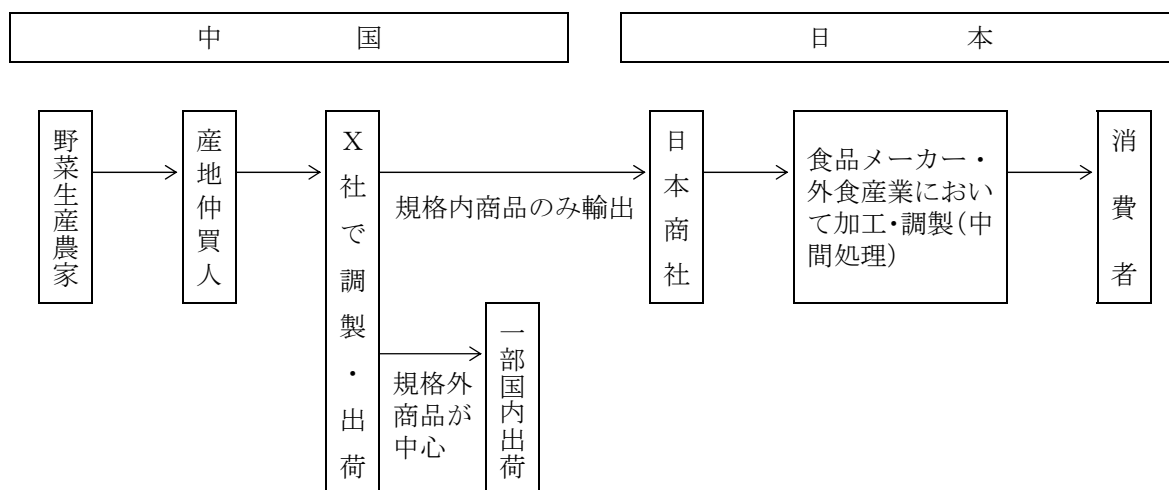
（注2）生鮮野菜の検査期間は2002年3月20日から2002年7月5日迄である。

表4 輸入野菜の残留農薬問題の発生と対応の経緯

日付	動向
2002年1月4日	「中国産野菜検査強化月間」として。中国産生鮮野菜について全ロットにモニタリング検査を実施。
2002年3月16日	農民運動全国連合会は中国産冷凍野菜から基準値を上回る残留農薬を検出したと発表。
2002年3月20日	生鮮野菜と同じ基準値を冷凍野菜に急遽適用し、10%のモニタリング検査を実施。
2002年4月22日	違反発見により検査対象を全届出に広げる。
2002年5月14日	全ての輸入届出について検査を開始、中国政府に対して原因調査を要請。
2002年6月1日	違反に係る輸入業者、輸出業者名の公表開始。
2002年6月初旬	都道府県の保健所より中国産ほうれん草の検査を強化。同時に各メーカーの回収が相続き、マスコミ多数報道。
2002年7月1日	厚生労働省：中国に違反が継続していることを伝え、中国側の善処をもとめると共に輸出前検査。データなどの提出を要請。
2002年7月10日	輸入業者に対し、輸入自粛の指導。
2002年8月6日	中国：日本の検査や残留基準は差別的に厳しすぎる、として抗議。
2002年8月15日	現地の加工工場、検査施設の実態調査（山東省）
2002年9月9日	厚生労働省：輸入業者に中国産ほうれん草を用いた加工品の輸入自粛を要請。各メーカーの中国産冷凍ほうれん草の輸入ストップ。
2002年9月13日	厚生労働省は中国側に提示された改善策について不十分であると返答。改善が見られない場合は、輸入禁止措置発動を検討すると発表。
2002年9月27日	中国：新たな対策を提案。内容：2002年8月12日以前の在庫品について、日本のモニタリング検査と同じ内容で検査を実施し、合格品のみ統一された検査済みのシールをカートンに貼付け出荷。8月12日以降生産する新物についてクロルピリホスは一切使用禁止、工場及び農場の登録制を実施。
2002年10月17日	厚生労働省：中国側の改善策を受け入れ、中国産冷凍ほうれん草の輸入禁止措置発動を見送り。
2003年2月17～18日	厚生労働省担当官が中国入り、現地農場、加工工場、検査施設の確認
2003年2月21日	2002年10月の局長級会議で中国側の提案の対策内容で文章により合意
2003年2月26日	厚生労働省：中国産冷凍ほうれん草の輸入自粛を解禁と発表。
2003年5月14日	2件の輸入中国産冷凍ほうれん草から基準値(0.01ppm)超過のクロルピリホスが検出。
2003年5月20日	厚生労働省：再び中国産冷凍ほうれん草の輸入禁止を要請

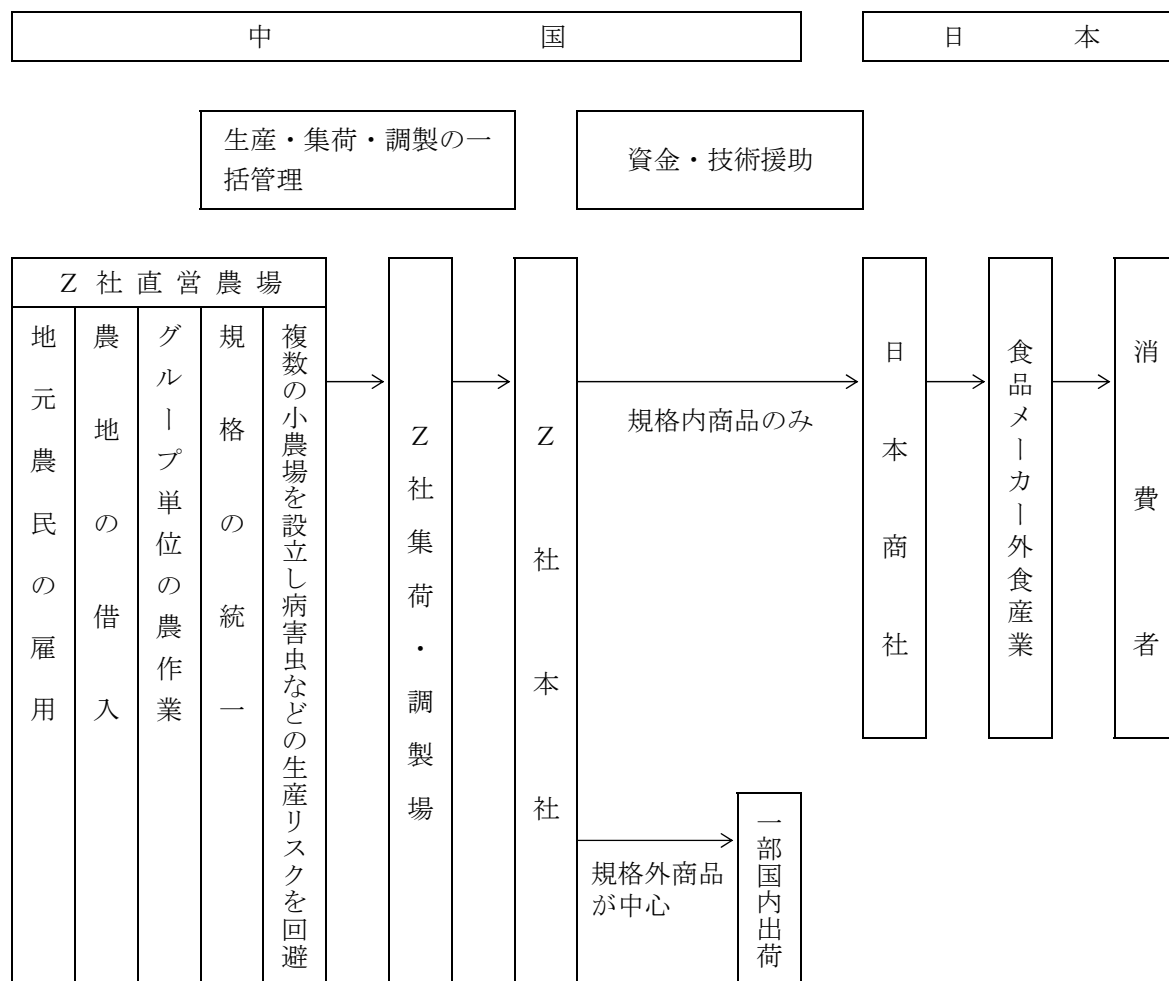
資料：筆者作成。

図1 農産物輸出企業X社における生鮮野菜供給の流れ



資料：訪問面接調査の結果から筆者が作成。

図2 福建省Z社における生鮮野菜供給の流れ



資料：訪問面接調査の結果から筆者が作成。

福建省輸出入検疫検査局輸出野菜栽培基地の登録管理プログラムに関する通知 野菜輸出生産企業殿

全国の輸出入動植物性食品の検疫検査管理を確実に実行していくため、生産、検疫検査段階での監督・管理を強化するため、輸出食品の品質安全・衛生を確保するために、福建省検疫検査局は、国家品質検査局「輸出入野菜検疫検査管理方法」と「輸出入野菜作付基地登録管理細則」に関する規定に、福建省の現状を踏まえ、「福建検疫検査局輸出野菜栽培基地登録管理プログラム」を制定した。今回、これを通達する。

本プログラムは、青菜類、豆類、根茎類を優先して適用する。2003年1月1日をもって、野菜輸出時の届出、検査において基地登録番号と許可番号を明記しなければならない。その他の野菜（山菜、食用菌、筍等）についてもできるだけ早く生産基地の確立と登録を進めていく。検疫検査機構は登録基地以外で生産された野菜に対して、検査と監督、管理を厳格化していく。基地登録の証書を借用した企業や登録基地番号を偽造した企業に対しては、事実関係を調べ、検疫検査局が厳正に処理する。

各輸出野菜生産企業は「福建省検疫検査局輸出野菜栽培基地登録管理プログラム」の要求に照らし合わせて準備する。また、審査登録をするために12月1日までに福建省輸出入検疫検査局動植物課へ「福建検疫検査局輸出野菜基地登録申請書」を送付願う。

福建省検疫検査局輸出野菜栽培基地の登録管理プログラム

第1章 総 則

第1条 福建検疫検査局（以下、福建局）は管轄内の輸出野菜栽培基地の登録管理作業を強化し、輸出野菜の品質安全、衛生を確保するため、国家品質検査総局「輸出入野菜検疫検査管理方法」（以下、方法）と「輸出野菜栽培基地登録管理細則」（以下、細則）に関する規定に基づいて本プログラムを制定する。

第2条 福建局は管轄内の輸出生産企業と輸出企業（以下、企業）が申請する輸出野菜原料基地について登録管理制度を行う。

第3条 福建局の動植物食料課は管轄内の輸出野菜栽培基地の登録・管理作業を担当し、福建局の管轄内にある各検疫検査機構は、各管轄内の輸出野菜栽培基地の記録、申請の受理を担当する。これらは、審査の照合、不定期の抜き打ち検査、監視、管理検証作業を行う。企業と輸出野菜基地が同一の管轄区域に属していない場合、どちらかの所在地を管轄している検疫検査機構が申請を受けとり、福建省の動植物食料課が管轄外の組織と協調し、チェックをする。

第2章 基地登録条件

第4条 基地登録の申請を行う企業は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 法人資格を持つ。
- (2) 合法に基づいた基地の管理権を持つ。
- (3) 基地に適応した管理能力をもつ動植物保護管理制度を確立していること、試験に合格した植物保護員が充足していること。
- (4) 基地の管理制度には、少なくとも農薬の仕入れ、保管、使用および残留の抑制等の内容を含まなければならない。
- (5) 法律および国家品質検査総局、福建局の規定したその他の条件について。

第5条 企業の申請する登録野菜基地は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 野菜基地周囲に基地の汚染を引き起こす化学工場、製紙工場、養殖場、ごみ処理場、病院等の汚染源があってはならない。
- (2) 野菜基地の作付面積は約300ムーとする。また、野菜基地を看板で標示すること。
- (3) 基地毎に少なくとも1名の植物保護専門の職員を設置すること。また、関連機関の試験に合格、農学、植物保護、農薬使用の基本知識を持っている者が野菜基地の病虫害防除、農薬の安全な使用、農薬の残留監視測定の一貫管理を担当すること。
- (4) 健全な農薬管理体制を有すること。それには、農薬の保管、処分、使用を担当する専任者がいること、残留農薬抑制の措置、専門の農薬保管場所があること、農薬の使用に関するすべての記録情報があること、を含まなければならない。
- (5) 栽培作付と病虫害防除等の厳格な農地管理制度があること。
- (6) 野菜の病虫害発生と予防報告制度、およびそれに関する記録が存在すること。

第3章 申請

第6条 基地の登録を申請する企業は、生産する前に所在地を管轄している検疫検査機構へ届け出なければならない。また、以下の資料も提出しなければならない。

- (1) 「福建省検疫検査局輸出野菜基地の登録申請書（第1表）」（以下、申請書）を2部。
- (2) 企業の基地管理権限の有効証明書、例えば、公証の基地使用あるいは基地請負の有効証明、借地契約あるいは農民との野菜作付契約のコピー等。
- (3) 野菜基地の安全な農薬使用管理制度、農地の管理制度およびトレーサビリティに関する資料。
- (4) 野菜基地の責任者、植物保護員の証明に関する資料。
- (5) 方位、周囲の環境、道路、水源の位置等を表示した野菜基地の平面図。
- (6) その他の求められた資料。

第4章 審査と登録

第7条 企業の所在地の管轄にある検疫検査機構が企業の提出する野菜作付基地の登録申請書とそれに関する資料を受け取った後、審査資格のある若干名で審査チームを構成し、審査チーム長が確定する。そして、5日以内に申請書とそれに関する資料の審査を行う。提出した資料が審査要求と一致しなかった場合、検疫検査機構は申請を受理してから5日以内に通知し、企業は15日以内にそれを補足する。期に行わなかった場合、申請は自動的に撤回する。審査要求と一致した場合は、審査チーム長が審査計画を作成し、企業と相談したスケジュールで審査を進める。

第8条 審査チームが審査するとき、企業に審査要求を告げる。質問や記録の閲覧、現場の検査、サンプルの抜き取り検証等の方法を講じると共に、それらを記録する。

第9条 審査終了後、審査チームは審査状況と意見を企業に告知する。審査意見は、一回での審査通過、追跡審査を経ての審査通過、審査の不通過、の3種類である。企業は審査チームより提出された書類改善の要求に対して、規定の期間内に改善し、あわせて改善状況を審査チームと申請書を受理した検疫検査機構に報告する。

第10条 審査チームは審査終了後、直ちに申請を受理した検疫検査機構に審査意見の内容をフィードバックする。検疫検査機構は、審査チームが提出した追跡審査の必要な企業について基地の改善状況を追跡する。また、10日以内に審査に関する資料と一回での審査通過結果あるいは追跡審査を経ての審査通過結果を合わせて福建省動植物食料課に通知し、決裁を仰ぐ。

第11条 審査が不合格であった場合、企業に不合格通知を発行する。審査に合格した場合、管轄地域局長に報告して確認、チェックを受けたうえで登録を許可する。登録後、企業へは公文書を定期的あるいは不定期に改めて交付する。審査が不合格であった企業は、不合格通知を発行した日から3ヶ月以内は改めて基地の登録申請をしてはならない。新しく申請を出す場合、申請前に不合格となった部分を改善しなければならない。

第12条 登録の有効期限は3年とする。

第5章 監督管理

第13条 野菜基地の登録資格を得た企業は、登録基地を日々監督、管理をしなければならない。監督、管理は基地毎に少なくとも週に1回行わなければならない。監視、監督状況は「基地監督管理の状況記録（第2表）」に記録すること。

第14条 企業は基地で日々行う監督・監視に責任を持つとともに、下記の点も準拠しなければならない。

- (1) 野菜の生産活動は企業の監視・管理下に置くこと。
- (2) 第5条の規定を満たすこと。
- (3) 農業用の化学品についての統一仕入れ、統一保管、統一使用管理。

(4) 植物保護員は野菜基地における農薬の安全かつ合理的な使用の技術指導と病虫害防除の記録をつけること（第3表）。病虫害防除中に、異常を発見した場合、直ちに検疫検査機構へ報告をしなければならない。

(5) 野菜基地では法律規定で禁止されている農薬を使用してはならない。また、「輸出野菜への使用禁止農薬名および不相当農薬名」を参照し、農薬を合理的に使用すること。農薬は安全な間隔期間をもって散布し、輸出野菜の安全を保障すること。

第15条 企業（あるいは基地）は、登録番号を譲り渡したり、貸したり、偽ったり、改ざんしたりしてはならない。違反者は法律に従い、厳正に処罰する。

第16条 検疫検査機構は規定に基づいて、野菜基地を登録した企業を監視、管理する。違反企業の商品については検疫検査を受け付けず、通過させない。

第17条 企業を監視、管理していくうえで、検疫検査機構は実態に応じて登録野菜基地への不定期の抜き打ち検査、年度審査、再審査を実施する。また、書面審査と現場審査を結合する方式で野菜基地の監督、管理、検証を行う。その内容は次のとおりである。

- (1) 野菜基地の合法的管理権限は有効であるか否か。
- (2) 野菜基地の管理制度は合理的かつ有効に実施させているか否か。
- (3) 登録野菜基地の登録条件に変化が発生しているか否か。また、日常の管理能力とその効果。
- (4) 要求に一致した専門の植物保護人を確保しているか否か。
- (5) 審査対象企業における野菜基地の監視、監督記録。
- (6) 審査対象企業における農薬の仕入れ、登録、受領記録（第4表）。
- (7) 審査対象企業における基地の作付け管理記録と病虫害発生および防除の状況記録。
- (8) 審査対象企業における野菜の残留農薬検査報告と記録（第5表）。また、不定期に企業と社会的に委託されている実験室との残留農薬比較テストを行い、企業の検査能力を評価する。
- (9) 野菜基地からサンプルを抜き取り、残留農薬の検査を行う。これにより、野菜基地の残留農薬自主検査と農薬の自主コントロール、および基地管理の有効性について評価し、理解する。
- (10) その他の検査内容。

第18条 企業固有の登録基地は企業の所在地を管轄している検疫検査機構の責任によって監視、管理される。他の地域に登録している基地については、その基地を管轄している検疫検査機構が監視、管理する。

第19条 監視、管理と検証状況の記録は「福建検疫検査局輸出野菜監視、管理状況記録表」に記録すること。問題があった場合、企業には書面で通知し、期日までに改善すること。また企業には改善報告の提出を求める。監視、管理をする検疫検査機構はトレーサビリティを確認する。

第20条 企業は野菜基地が登録して満1年あるいは満3年になる2ヶ月前に（企業の所在地の管轄である）検疫検査機構に野菜基地の年度審査あるいは再審査を申請しなければならない。検疫検査機構は申請の届出を受けた後、15日以内に年度審査あるいは再審査の手配をする。年度審査の状況は「輸出野菜登録基地年度審査表（第6表）」と「輸出野菜登録基地年度審査状況登録表（第7表）」に記録する。再審査は野菜栽培基地における登録審査の要求と進行プログラムによって行う。

第21条 検疫検査機構は輸出野菜のロット管理を行う。ロット整理番号の規則は「細則」を参照すること。ロット番号は輸出野菜加工企業が（外箱に）印刷あるいは標示する。

第22条 検疫検査機構は企業の日々の監視、管理と年度審査において企業あるいは基地に違反があることを発見した場合、「細則」の第14条、第15条、第16条の規定に基づいて処理をする。あわせて、指定期間内の改善、審査の停止、基地登録資格の取り消し、登録の自動的な抹消等を決定する。

第6章 附 則

第23条 輸出野菜基地の登録申請は、本プログラムに照らし合わせ、執行する。

第24条 本プログラムは福建省検疫検査局が説明する。

第25条 本プログラムは公布日をもって施行する。

この通達に付属する図表は以下に添付。

注

- 1) 日本の野菜輸入品目中上位40品目をみると、その内の30品目の輸入相手国第1位は中国である。こうした現状から考えても中国の輸入生鮮野菜について把握することは重要と考えられる。
- 2) これまでこうした事件の報道はそれほど多くなかったが、近年では香港の新聞のみならず、中国側の新聞においても、こうした野菜の農薬中毒事件を頻繁に報道している。近年の報道としては、香港での報道としては、「問題食品拖累市場」（問題食品が市場にあふれる）『明報』2001年11月18日、などが代表例であり、中国大陸での報道としては以下の例が挙げられる。①「憂患：農薬用量居世界之首」（農薬使用量世界一を憂慮する）『科技日報』2000年11月10日では中国各地で農薬が残留した野菜が発見され、危険なものも多いと指摘しており、②「警惕“菜籠子” 里的毒菜」（買い物カゴの中の毒菜に注意）『人民日報』1998年11月2日でも浙江省各地で商店で購入した野菜の農薬中毒事件が報道されている。また③「為了同胞盤中餐」（同胞のために中華料理を供給）『人民日報』1999年6月22日では、マカオでも中国産の野菜から残留農薬が発見されたことが報道されている。

- 3) Z社が位置する恵安県の地域経済は、地域内の雇用機会が限定されているため男性および若年層が都市部へ流出していく動向が顕著であり、農業の担い手は主に女性や高齢者から構成されている。こうした地域内労働市場の問題を解決させる方法として、Z社が採用するシステムは評価できよう。
- 4) その他に実験農場を設立し、日本側ユーザーの規格に則した品種改良を行っている。
- 5) 現在Z社では野菜の減農薬栽培は実施しているものの、有機栽培は実施していない。これは調査当時（2002年3月）では日本側のクライアントがそこまで望んでいないためである。しかしZ社での説明によれば、有機農業への転換も十分可能であるとのことであった。

第1表 申請に必要な資料
福建省検疫検査局輸出野菜登録申請書
 (本申請書は2部作成し、本局、支局が各1部を保有)

野菜基地名称 _____

加工企業もしくは
 輸出企業名称(捺印) _____

許可登録番号: _____ 許可日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

野菜基地は下記を了承する。

1. 野菜基地内では野菜への使用が禁止されている農薬を使用しないことを保証する。
2. 合法的に購入した農薬を使用するとともに購入した農薬の受領書を保管しておくことを保証する。
3. 野菜の作付期間中に使用農薬を記録すると共に、農薬の安全な使用に関する規定を遵守することを保証する。
4. 検疫検査に関する法律、法規を遵守することを保証する。

野菜基地責任者:
 申請企業法人:
 申請日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日

福建省輸出入検疫検査局印刷・作成

第1表 つづき

検疫検査部門の審査状況

座談会の状況	日時:	場所:
司会者:		
内容:		
書類審査の状況		
審査担当者:	日時:	
現場の審査状況		
審査担当者:	指導者:	日時:
追跡審査状況		
審査担当者:	指導者:	日時:

第1表 つづき

輸出野菜作付基地、加工企業の状況						
野菜基地	名称					
	住所					
	責任者	電話				
加工企業	名称					
	責任者					
	責任者	電話				
輸出企業	名称					
	責任者	電話				
植物保護員名および資格証番号						
野菜基地作付面積 + + + + + = (△)						
野菜基地の周囲環境						
	化学工場	有	無	製紙業	有	無
	養殖場	有	無	ごみ処理場	有	無
	その他の感染源 有 無 (具体的に明記)					
野菜基地の主要な野菜						
およびその生産量	1	t	2	t	3	t
	4	t	5	t	6	t
	7	t	8	t	9	t
	10	t	11	t	#	t
責任者による農薬の保 専用の農薬保管倉庫 有 無 責任者による保管 有 無						
	仕入記録		有 無	使用・受領記録		有 無
	合法的な企業からの出所		有 無	禁止農薬		有 無
農薬を散布する人員の安全措置:(組織の安全研修、人員の訓練、防毒用具、救急措置等)						
使用農薬名称(中国語の正式学識名で書き入れること)、農薬の出所および調達ルート (国内調達、輸出企業からの調達ルート、輸入登録等)						
農薬の散布工程:(農薬の受領書、希釈、散布)						
農薬散布後の安全処理工程(空瓶、余剰農薬、散布用具等)						
輸出野菜の残留農薬検査工程						
備考						

第2表 企業における基地の監視、管理状況の記録表
 企業における基地の監視、管理状況の記録

基地名称:	検査人員:	日時:	
1. 基地の管理状況		4. 農薬使用と管理状況	有 無
農地における看板標示の有無	有 無	農薬専用倉庫の有無	有 無
植物保護員は所定の位置に付いているか否か	有 無	管理責任者の有無	有 無
現在の作業員の人数	人	農薬の受領記録の有無	有 無
管理人員の変化	有 無	農薬の散布記録の有無	有 無
農薬の登録、使用、管理制度は行われているか否か	有 無	収穫時期は農薬散布から安全な間隔期間を過ぎてい	是 否
禁止農薬名鑑の有無	有 無	使用禁止農薬発見の有無	有 無
農薬散布から安全な間隔期間を持ち収穫する規定の有無	有 無		
2. 基地における生産と収穫の状況		主要使用農薬の種類	
周囲に環境汚染源があるか否か	有 無	種類	
灌漑用水の汚染はあるか否か	有 無	殺早双 ジクロルボフ 興綿宝 滅掃利 BT剤	
収穫場は清潔であるか否か	有 無	(シベルメトリン(フェンプロパトリン))	
基地を表記したラベルの有無	有 無	跳甲浄* アバメクチ シベルメトリ ロテノン 安緑	(シベルメトリン)
野菜の作付作物:		* (ジクロルボスとマラチオンの混合)	
ムー、収穫時期	ムー、収穫時期	種類	
ムー、収穫時期	ムー、収穫時期	殺早双 ジクロルボフ 興綿宝 滅掃利 BT剤	
ムー、収穫時期	ムー、収穫時期	(シベルメトリン(フェンプロパトリン))	
先月の収穫数量: 1、 2、 3、		跳甲浄* アバメクチ シベルメトリ ロテノン 安緑	(シベルメトリン)
4、 5、 6、		* (ジクロルボスとマラチオンの混合)	
3. 基地における病害虫の状況			
業害虫類の発見			
青虫 コナガ 黒頭虫 ナモグリバエ			
トビムシ アブラム: アザミウ: コナシラミ			
べと病 軟腐病			
病害虫発生記録の有無	有 無		
防除中における異常発生記録の有無	有 無		

第3表 農薬、肥料の投与状況に関する記録表

原料農薬、肥料投与状況記録表											
原料名称(品種)											栽培面積
所在地											収穫時期
作付時期											
月	日	栽培作業	作業時の使用農薬、肥料								記入者
			農薬				肥料				
農薬名	使用量/ムー	希釈倍率	防除対象	散布担当者	肥料名	使用量/ムー	希釈倍率	用途			

第4表 企業における農薬の仕入と受領の記録表

企業における農薬の仕入と受領の記録									
輸出野菜作付基地名および登録番号:						使用年度:			
農薬名	仕入日	農薬登録番号	生産メーカー	購入先店	購入数量 (瓶、袋)	受領日	受領数量 (瓶、袋)	残高 (瓶、袋)	備考

第5表 企業における残留農薬検査の記録表

野菜基地登録名と登録番号										
サンプル名	サンプル 採取日	検査日	サンプル数	検査項目	検査機関 (略称可)	検査報告 番号	合否	原料或は半製品或は 製品の総数量(t)	製品ロット 番号	備考

第6表 年度審査表

輸出野菜基地登録年度審査表										
野菜基地	名称									
	住所									
加工企業	責任者				電話					
	名称									
輸出企業	責任者				電話					
	名称									
植物保護員名および資格証番号	責任者				電話					
	植物保護員名および資格証番号									
野菜基地作付面積 + + + + + = (△-)										
野菜基地の周囲環境										
化学工場		有		無		製紙業		有		無
養殖場		有		無		ごみ処理場		有		無
その他の感染源 有 無 (具体的に明記)										
野菜基地の主要な野菜										
およびその生産量										
1		t		2		t		3		t
4		t		5		t		6		t
7		t		8		t		9		t
10		t		11		t		12		t
責任者による農薬の保管状況										
・専用の農薬保管倉庫		有		無		・責任者による保管		有		無
・仕入記録		有		無		・使用・受領記録		有		無
・合法的な企業からの出所		有		無		・禁止農薬		有		無
審査状況および評定										
審査人員: 日時:										
審査チームの審査意見										
責任者: 年 月 日(捺印)										
管轄検疫検査局の初審査に対する意見										
署名人: 年 月 日(捺印)										
担当局の指導、審査、評定意見										
署名: 年 月 日										
備考										

第7表 輸出野菜登録基地における年度審査状況の記録表

輸出野菜登録基地年度審査状況記入表

野菜基地 名称	登録番号	住所	面積 (△-)	人数 (人)	輸出企業	加工企業	植物保護員		年度審査の状況	
							名前	資格番号	合格	不合格

記入機関:

検疫検査局

記入日: